

町税等を滞納すると 行政サービスなどが制限されます!

幌延町では、本年6月から町税等を滞納している方に対して、行政サービス等の制限措置を講じる「幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例」を施行します。

町民の皆さんにとって、町税等は身近な行政サービスに使われる大切な財源です。滞納があると町の財政運営に影響し、行政サービス等の提供に支障をきたすことになります。皆さんのご理解とご協力のもと、納期限内納付をお願いします。

何らかの事情により納期限までに納付が困難な方は、分割納付などの納付方法についてお気軽にご相談ください。



【町税等とは】

～下記の①～⑯に掲げる町税や保険料、各種使用料・手数料などをいいます。～

- ① 町民税
- ② 固定資産税
- ③ 軽自動車税
- ④ 国民健康保険税
- ⑤ 介護保険料
- ⑥ 保育所保育料
- ⑦ へき地保育所保育料
- ⑧ 町営住宅家賃・使用料
- ⑨ 特定公共賃貸住宅家賃・使用料
- ⑩ 簡易水道使用料・手数料
- ⑪ 公共下水道使用料・手数料
- ⑫ 公共下水道受益者分担金
- ⑯ 町立病院(診療所) 使用料・手数料

A この条例は、納付すべき町税等を納めない方が、一方で行政サービスを受けられるといった不公平な現状を解消するとともに、納税等に誠実性を欠く滞納者に対する行政サービス等を制限することで、納税等の促進と滞納防止をはかり、町税等の徴収に対する町民の信頼を確保することを目的としています。

Q

どうして条例が必要なの？

